

函館市子ども・子育て会議条例の改正について

【条例改正の概要】

- ・ 会議の所掌事務の改正

こども基本法第10条第2項に規定するこども計画の作成・変更等に関する事項について調査審議できることとする。

- ・ 委員の要件の改正

これまでの子ども・子育て支援に若者支援を加えた広くこども施策に関する事業に従事する者等に改める。

※改正前の条例に基づく委員は、改正後の条例に基づく委員とみなす(任期変更なし)。

- ・ 施行期日

令和6年6月10日

○ こども基本法第10条第2項に定めるこども計画について

- こども計画とは(こども基本法第10条第2項)

市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- こども施策とは(こども基本法第2条)

「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

- 一体的に講ずべき施策とは(こども家庭庁通知より)

例えば、「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策(例:若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援)

- 若者とは(こども大綱より)

思春期(中学生世代~18歳まで)、青年期(18歳から30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象)の者。「こども」と「若者」は重なりあう部分がある。

函館市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、および本市におけるこども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいう。第3条第1項第4号および第5号において同じ。）の推進を図るため、函館市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の作成および変更ならびに実施に関する事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) こども施策に関する事業に従事する者
- (5) こども施策に関し学識経験のある者
- (6) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、第2条の所掌事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

函館市子ども・子育て会議条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、函館市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(委員および任期等)</p> <p>第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 法第6条第2項に規定する保護者</p> <p>(2) 事業主を代表する者</p> <p>(3) 労働者を代表する者</p> <p>(4) <u>法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</u></p> <p>(5) <u>前号の子ども・子育て支援</u>に関し学識経験のある者</p> <p>(6) 公募による者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 子ども・子育て会議は、<u>法第72条第1項各号に掲げる事務</u>を分掌させると認めるときは、部会を置くことができる。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、<u>および本市におけるこども施策(こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第2項に規定するこども施策をいう。第3条第1項第4号および第5号において同じ。)</u>の推進を図るため、函館市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の作成および変更ならびに実施に関する事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委員および任期等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>こども施策に関する事業に従事する者</u></p> <p>(5) <u>こども施策</u>に関し学識経験のある者</p> <p>(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 子ども・子育て会議は、<u>第2条の所掌事務</u>を分掌させると認めるときは、部会を置くことができる。</p> <p>第9条・第10条 (略)</p>